

専決処分の報告について

はだの歴史博物館条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和5年2月22日提出

秦野市長 高橋 昌和

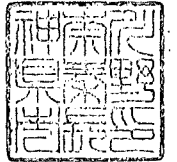


専 決 処 分 書

はだの歴史博物館条例の一部を改正する条例について、地方自治法第180条第1項の規定による「議会の委任による市長の専決処分について」に基づき、市長において別紙のとおり専決処分する。

令和5年2月7日

秦野市長 高橋 昌和



理由

博物館法の一部改正により、条例で引用する同法の条項が削除されたため、改正する。

## 秦野市条例第1号

### はだの歴史博物館条例の一部を改正する条例

はだの歴史博物館条例（平成2年秦野市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「博物館法（昭和26年法律第285号）第18条の規定により」を削る。

#### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

報告第1号 はだの歴史博物館条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、はだの歴史博物館（以下「博物館」という。）の設置、管理等について必要な事項を定める。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>博物館法（昭和26年法律第285号）第18条の規定により</u>はだの歴史博物館（以下「博物館」という。）の設置、管理等について必要な事項を定める。</p>